

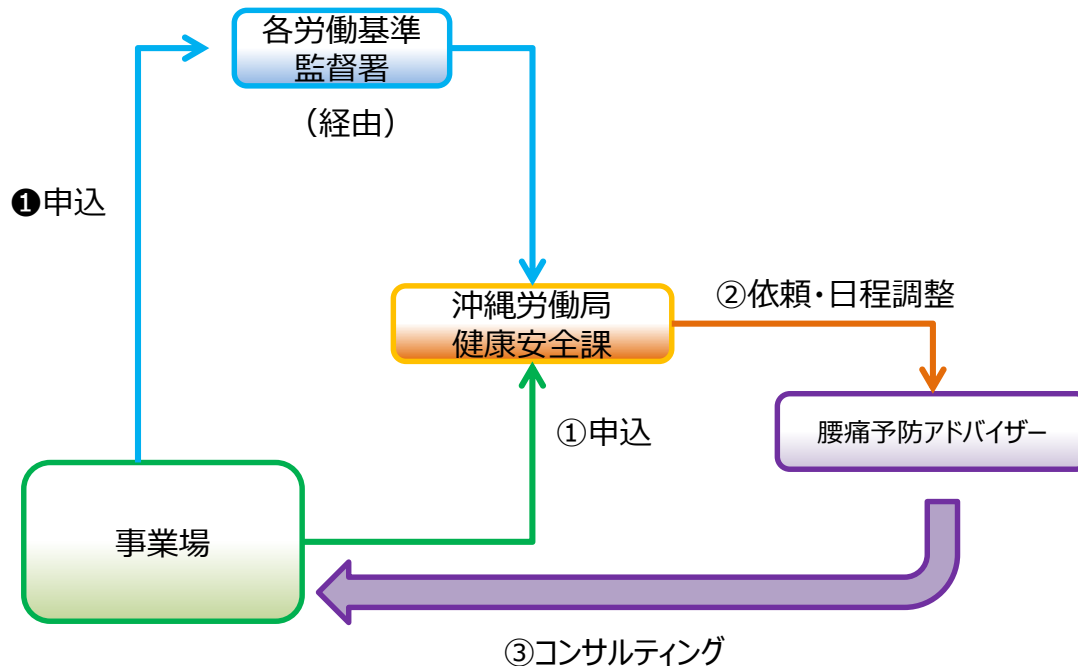
令和3年度 腰痛予防アドバイザー事業 概要

1 趣旨・目的

沖縄県内では近年、介護・医療、運送業等で働く方の腰痛による労働災害が増加している。沖縄労働局では、「職場における腰痛予防指針」を参考に各事業場での取組を呼びかけているところであるが、どこから・どのように取り組んでよいか悩んでいる事業場の方も少なくない。

そこで、腰痛予防について専門的な知識を持つ専門家（腰痛予防アドバイザー）が、セミナー形式や各事業場を訪問して専門的・技術的なアドバイスを行うことで、各事業場における腰痛予防の取組を支援することを目的とする。

<個別コンサルティングの流れ>



2 事業内容

1 セミナー

沖縄労働局、労働基準監督署が開催するセミナーで講演（事業所からの依頼にも対応）

（内容）

- ・ 腰痛概論
- ・ 作業管理・作業環境管理・健康管理
- ・ 体操の理論と実技

2 個別コンサルティング

事業場を訪問し専門的・技術的なアドバイスを行う、職員研修等（訪問は、①②経路の場合、労働基準監督署職員が同行する場合もある）

（内容）

- ・ 作業管理・作業環境管理、腰痛予防体操を中心に、各事業場にあった形で取り組みやすい対策をアドバイス
- ・ 訪問先事業場が希望する場合は職員研修の形式

3 留意点

1. 令和4年度以降の事業継続は、令和3年度事業の評価結果を踏まえて検討する。
2. 腰痛予防アドバイザーは外部専門家へ依頼し、相当の謝金・旅費を支払う。